

第8号議案

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の制定について

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例を別紙のように定める。

令和6年2月27日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運
営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い規定を整備する必要があ
り、及び本市独自の基準を明確にしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊後大野市条例第 25 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基準）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に定める基準の例による。

（暴力団関係者の排除）

第 4 条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、その運営について、暴力団関係者（豊後大野市暴力団排除条例（平成 23 年豊後大野市条例第 9 号）第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。